

船舶の放置は許しません  
川も海もみんなのもの  
東京からはじまる  
きれいな水辺

輝け、  
水辺。

現在、東京都では、

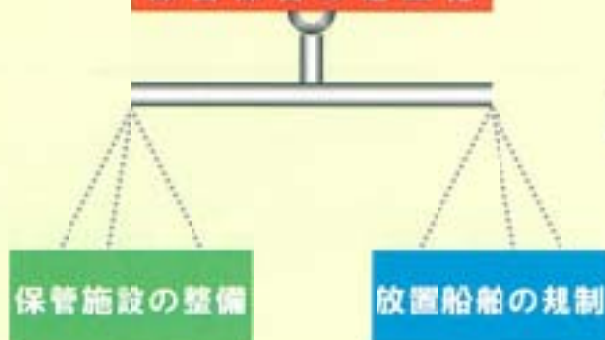
「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」を  
施行し、放置船舶の解消を図っています。

 東京都



# 東京都は、条例により計画的に、 正しい船舶利用と水辺の環境改善を進めます。

## 係留保管の適正化



## 明るく楽しい水辺



指定区域内で船舶を放置し、都の指導・警告に従わない場合、**移動措置・氏名公表・罰金等**を行います。

船舶所有者の皆さんには、  
**適正な船舶の係留保管が求められています。**



■ 船舶の保管には、  
**適正な係留保管施設が必要です。**

### 放置船舶が招くもの

- 出水時の流水阻害 → 危険です！
- 流出による損傷 → 船も傷みます！
- 不法投棄・悪臭の原因 → 生活環境が悪化します！
- 災害時の避難活動の妨げ

大切な船を悪者にしないために・・・  
購入時には保管場所も検討しましょう。

■ 不要になった船舶は、適正に処分しましょう。

東京都を中心とした「東京都廃船処理協議会」では、  
現在リサイクルを含めた廃船処理を、年2回程実施しています。  
下記の相談窓口にご相談ください。  
(売却や下取りが可能な場合もあります。)

- (社)日本舟艇工業会 プレジャーボート製品相談室 0120(356)441
- 関東マリン事業協会 045(770)1290
- (社)東京環境保全協会 03(3264)7911
- (社)東京産業廃棄物協会 03(3499)6106



指定区域は、今後も追加されていきます。  
最新情報は、建設局ホームページ  
[http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/senpaku\\_tekisei/index.html](http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/senpaku_tekisei/index.html)  
でご確認下さい。

「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」お問合せ先

東京都建設局 河川部 指導調整課 03(5320)5427  
東京都港湾局 港湾経営部 監理課 03(5320)5552